



2022年6月27日

各 位

会 社 名 株式会社極楽湯ホールディングス
代表者名 代表取締役社長グループCEO 新川 隆丈
(コード番号 2340 東証スタンダード)
問合せ先 取締役執行役員CFO 鈴木 正守
電話番号 03(5275)4126 (代)

第 43 期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書の提出に関するお知らせ

当社は、本日、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決定しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 対象となる有価証券報告書及び四半期報告書

第 43 期有価証券報告書 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

2. 延長前の提出期限

2022 年 6 月 30 日

3. 延長が承認された場合の提出期限

2022 年 8 月 31 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2022 年 5 月 13 日に「2022 年 3 月期決算発表の延期に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、中国上海市のロックダウンに伴い、決算業務及び監査手続を正常に行うことが出来ないことから会計監査を含む決算確定に遅れが発生しております。遅れている決算業務及び監査手続きは、次のとおりであり、それぞれ、①銀行残高確認状の入手については 8 月 31 日完了予定、②売上数値の確定並びに内部統制の根拠資料の取り寄せについては 7 月 22 日完了予定、③減損損失や貸倒引当金の処理の再計算については 8 月 29 日完了予定で進めております。そのため、本日、第 43 期有価証券報告書の提出期限につきまして 8 月 31 日まで延長申請を行うことといたしました。

<遅れている決算業務及び監査手続きの具体的な内容と状況>

中国国内のゼロコロナ政策に伴い、上海市では 2022 年 3 月 28 日より浦東エリアが、2022 年 4 月 1 日には浦西エリアがロックダウンとなり、ロックダウンが解除される前日の 5 月 31 日まで上海市の直営 2 店舗の臨時休業だけでなく、上海本社事務所の従業員は出社どころか、自由に外出できない状況となりました。また、先立って 2022 年 3 月 10 日には中国政府からの要請により当社グルー

プの中国長春市内にある直営店「極楽湯 欧亜温泉館」は臨時休業となりました。その後、3月12日以降、吉林省長春市全体がロックダウン（都市封鎖）となり、長春事務所で働く管理部門の従業員についても外出規制によって出社が出来ない状況となりました。

中国上海市や長春市のロックダウンの影響で、銀行ATMやオンライン上の銀行手続（以下、「ネットバンキング」という。）を除き、取引銀行の行員が出社出来ないため窓口業務が営業されていない状況であると同時に、上海本社事務所や長春事務所の建物ビルの入館が封鎖され、中国子会社6社（上海2社、杭州1社、香港2社、ケイマン1社）の印章を上海本社事務所で保管、中国子会社1社（長春1社）は長春事務所で保管をしていたことや中国子会社の従業員たちは在宅勤務で出来るPC作業（オンライン上での各種手続やネットバンキング、資料作成等）や電話打ち合わせ等の業務しか進められないこともあり、（銀行残高確認状を入手する書類に必要な）押印手続をすることが不可能な状況となりました。当社における継続企業の前提の観点から、中国子会社の現預金残高や借入金残高の把握をすることが重要性の高い監査手続の一つと監査法人より言われており、省略することが不可能であることから、決算を計画通り完了できないこととなりました。

これに加えて、上海直営2店舗の営業管理POSシステムにアクセスする（在宅からアクセスは出来ず、上海直営店舗や上海本社事務所など社内ネットワーク内でしかアクセス出来ない）業務が作業不可能な状況となり、店舗の営業売上の数値の正確性を確認するために重要な営業管理POSシステムの出力データの入手が出来ませんでした。

2022年6月1日に中国上海市のロックダウンも解除され、上海現地従業員の出社が可能となったことで、止まっていた決算業務（銀行残高確認状への押印手続きと売上数値の確認作業）を進めることが出来るようになりました。しかしながら、（取引銀行や上海本社事務所の現地従業員を含めた）上海市内にある企業は全て出社が通常の半分の人数に制限されていること、出社（外出）に際して72時間以内の陰性証明書の取得が必要なこと、上海市の一部地域では2週間の隔離などの制限が厳しく行われていること、郵送物が大幅に遅延している（EMSは受付停止の状態のまま）こと等、いまだ決算業務を進める上では正常に出来ない事態が続いている状況であります。

① 銀行残高確認状の入手について

上海本社事務所及び長春事務所にて会社の印章を押印した銀行残高確認状の原本を日本の監査法人へ航空便にて郵送（EMSは3月以降停止の状態のまま）し、日本の監査法人が受け取って確認したのち、日本の監査法人から現地の銀行宛に直接残高確認状を郵送（同じく航空便にて）します。現地の取引銀行から日本の監査法人宛に銀行残高確認状が返送されてくるといった流れであり、銀行との確認作業による遅れや問題があった際の再手続きの時間などを考慮し、精査の上、決算確定するまで相当の時間を要すると判断しております。

なお、日本の監査法人によると、中国上海市にある提携先監査事務所へ業務を依頼することにより時間的短縮を図ることを検討したと聞いておりますが、ロックダウンの影響で中国現地は社会的に混乱している状況であり、提携先の業務の進捗についても大きく停滞していて業務に支障が出ている状況がみえていたことから当該業務を依頼することが出来る状況ではなかったと聞いております。

② 売上数値の確定、内部統制の根拠資料の取り寄せ

上海現地従業員による営業管理POSシステムからの入手により正確な数値の確認作業や提出後の

日本の監査法人による精査について、上海現地従業員の出勤・サーバーの確認処理の遅れにより、時間を要しております。また、中国の内部統制の根拠資料の取り寄せについても同様に時間を要しております。

③ 減損損失や貸倒引当金の処理の再計算について

進行期について、上海市の直営2店舗の臨時休業期間が長引いており、まだ営業再開ができておりません。また、長春市の直営店舗は営業を再開していますが、営業時間の短縮やPCR検査の徹底による来店客数の低調がみえております。中国現地子会社の減損損失及び当社の中国現地子会社に対する貸付金に対する貸倒引当金の算定について、既に計算を終えておりますが、現地の状況を踏まえて将来の回収キャッシュ・フローの見積計算に際し、実績との乖離について再計算をして、算定を見直すべきかを判断する必要があります。また、日本国内でも同様に将来の回収キャッシュ・フローの算定において実績との乖離がないかどうかを確認し、算定を見直すべきかを判断する必要があります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合には、速やかに開示いたします。なお、決算発表につきましては、同じく8月31日までに開示することを予定しております。

株主・投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様にはご心配とご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上